



荒磯部屋地鎮祭が行われました

大相撲元横綱稀勢の里、荒磯親方が阿見町に荒磯部屋を開くことになり、7月27日に町内において地鎮祭が行われました。建設工事は令和4年5月の完成を目標に行われます。また、町内在住の戸田さつきさんが、荒磯部屋を歓迎する横断幕を制作し、町に寄贈してくださいました(写真左下、21ページに記事掲載)。

荒磯部屋ホームページ
<https://kisenosato.com/>



SDGs を自分事に!!

政策企画課 ☎ 888-1111(736)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

SDGs という言葉をご存じですか?

最近では、テレビや本などで取り上げられることも多くなり、ジャケットの襟元に虹色のきれいなバッジをつけている人も増えているので、ご存じの人も多いのではないのでしょうか。

SDGs とは?

SDGs (エスディージーズ): **S**ustainable (持続可能な)
Development (開発)
Goals (目標)

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標です。2030 年までに達成すべき 17 の目標を掲げています。

1 貧困をなくそう

10 人や国の不平等をなくそう

2 飢餓をゼロに

11 住み続けられるまちづくりを

3 すべての人に健康と福祉を

12 つくる責任 つかう責任

4 質の高い教育をみんなに

13 気候変動に具体的な対策を

5 ジェンダー平等を実現しよう

14 海の豊かさを守ろう

6 安全な水とトイレを世界中に

15 陸の豊かさを守ろう

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

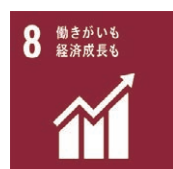
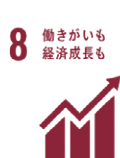
16 平和と公正をすべての人に

8 働きがいも経済成長も

17 パートナリシップで目標を達成しよう

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

グローバル化が進んだ現代においては、国を越えて影響を及ぼす課題に、国際社会が団結して取り組む必要があるよ!



17 パートナシップで
目標を達成しよう



17 パートナシップで
目標を達成しよう



16 平和と公正を
すべての人に



16 平和と公正を
すべての人に



15 陸の豊かさも
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



14 海の豊かさも
守ろう



14 海の豊かさも
守ろう



13 気候変動に
具体的な対策を



13 気候変動に
具体的な対策を



12 つくる責任
つかう責任



DECADE OF >>> ACTION

2030 年までに SDGs を達成するには、取組のスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。2020 年には、「行動の 10 年 (Decade of Action)」がスタートしました。



町の SDGs への取組

町では、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」において、SDG s の理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)のもと、経済・社会および環境の統合的向上とその普及促進を図っていくため、施策に関連するゴールを定めるなど、取組を進めています。

今年度は、茨城大学 SDGs 推進担当蓮井教授をお招きした講演会を実施しています。詳細は町 HP をご覧ください。

個人でできる取組

個人にできることもたくさんあります。

食品ロスをなくすこと

「目標 2、12」

につながります



家事をみんなで分担すること

「目標 5」

につながります



節水を心掛けること、電気をこまめに消すこと

「目標 6、7」

につながります



ワークライフバランスを考え上手に働くこと

「目標 8」

につながります



地域で生産したものを消費すること

「目標 12」

につながります



SDGs に関心を持ち行動すること

「目標 17」

につながります



ここに挙げたものは、ほんの一例です。

この他にも様々な取組があります。

2030 年までの目標達成に向け、行動してみませんか。

12 つくる責任
つかう責任



12 つくる責任
つかう責任



11 住み続けられる
まちづくりを



11 住み続けられる
まちづくりを



10 人や国の不平等
をなくそう



10 人や国の不平等
をなくそう



9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



市民活動を支援します！

～市民活動支援補助金～



町民活動課 ☎ 888-1111 (272)

町では、地域の活性化や地域課題の解決を図るために町民の皆さんが自発的に取り組む公益的な社会貢献活動を「市民活動支援補助金」によって支援しています。

今年度は、以下の5事業が補助事業として認められました。認められた事業は、順次活動を開始しています。1年間の活動が終了したのち「事業成果報告会」を開催し、補助事業の成果を発表していただく予定です。

補助金の審査では、申請団体がプレゼンテーションを行います

(5月24日 事業提案説明会) ▶



令和3年度『市民活動支援補助金』補助決定事業

事業名	団体名	事業概要
障害児・者等の手仕事支援事業	NPO 法人いろいろ	障害児・者等が、通所施設において手仕事を学ぶとともに、地域住民と交流することを支援する。
子どもフェスティバル	子どもフェスティバル 地域連携グループ	市民活動グループが連携し、地域の活性化を図ると同時に、町内の子どもたちが元気になるイベントを開催する。
観光ボランティアガイド	阿見観光ガイド	町内を観光する方々に町の魅力を伝え、また、観光ウォーキングを通じ、町民の健康維持推進と地元の景観再発見を支援する。
こども食堂による福祉支援事業	こども食堂・フレッシュ AMI	子ども食堂を通じて、子どもたちが暖かく、明るい家庭で生活を送ることを支援する。
子ども食堂による子育て支援事業	ホープあみ子ども食堂	生活が苦しい世帯の子どもたちを対象とした、子ども食堂を実施する。

※本補助金に関する詳細は、町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000009077.html>) をご覧ください

町民活動センターでは市民活動団体の活動支援、情報提供・交流・相談等を行っています

▼所在: 阿見町阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター 3 階 ▼電話・FAX: 888-2051

▼開所時間: 午前 10 時～午後 9 時 ※毎週月曜日および年末年始は休所

▼ホームページ: <https://ami-cac.org/> ※右記の二次元コードからアクセスできます→



秋の交通事故防止

生活環境課 ☎888-1111 (253)

9月は、交通事故防止の強化月間であり、「秋の全国交通安全運動期間」、「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日」、「交通事故死ゼロを目指す日」が定められています。交通事故防止は交通ルールの遵守・正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

秋の運動重点

- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 全ての座席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
 - ▼飲酒運転は重大事故に直結する重大な犯罪であり、地域・家庭・職場等で「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努めましょう
 - ▼「二日酔い」も飲酒運転となるので、翌日運転の予定のあるときは、飲酒量・飲酒時間に気を付けましょう

9月は交通事故防止、特に高齢者の交通事故防止を強く推進する月間となっています！

9月20日 高齢者の交通事故防止にむけた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日



黄色信号の注意点

黄色信号は、信号が「もうすぐ赤に変わるので気をつけてください」「周りに注意しながら進んでもよい」という意味ではありません。道路交通法施行令第二条の規定上より黄色の灯火は、下記のとおりになります。

一.歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

二.車両及び路面電車は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。

と規定されています。正しい交通ルールを理解し、交通事故のないように気をつけましょう。



自転車損害賠償責任保険への加入の促進

「茨城県交通安全条例」が改正され、自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければならないこととなっています。自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えていきます。被害者・加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。

町動物愛護協議会からのお知らせ

町動物愛護協議会（事務局：生活環境課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護の啓発活動や町で保護された犬や猫の譲渡会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課 ☎888-1111 (252)

町愛護協議会から皆さまへのお願い

■飼い主のいない猫に餌やりをしている人へ

町では、飼い主のいない猫の餌やりについてご近所トラブルなどの問題が増えており大きな課題となっています。餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に猫の数を増やし、ふん尿による被害や家財を損壊するなど、近隣に対して迷惑となります。

地域内で飼い主のいない猫の繁殖を防ぐためにも、猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼い方に努めましょう。

犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、生活環境課（役場2階）にお問い合わせください。



■預かりボランティア募集中

協議会では、迷い犬や幼猫を一時保護することがあります。その犬や幼猫を預かっていただけるボランティアを募集しています。犬猫が好きで、ご自宅で一時的に預かることができる人は、町動物愛護協議会事務局（生活環境課内）までご連絡ください。

■募金活動・物品寄付受付のお知らせ

協議会では、迷い犬や幼猫などの小さな命を救うために募金活動を行っています。

集められたお金は、犬や猫の餌、トイレなどの経費や医療費などに充てられます。

募金箱は生活環境課（役場2階）窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いします。

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

県では、霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために制定された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」（現在は「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」）の施行（昭和57年9月）1周年を記念するとともに、県民の水質浄化意識を高めるため、条例の施行日である9月1日を「霞ヶ浦の日」と決めました。

霞ヶ浦の汚れの原因のひとつは、炊事・洗濯・入浴など家庭からの生活排水です。水質を保全するためにも、日々の生活排水対策に取り組んでいただければ幸いです。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和40年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条（概略）

- | | |
|--|---|
| <p>① 台所では、目の細かいストレーナー・三角コーナー・水切りネットの設置等で細かいごみを取り除きましょう</p> <p>② 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう</p> <p>③ 食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう</p> <p>④ 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう</p> | <p>⑤ お風呂の残り湯は、有効に使いましょう</p> <p>⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう</p> <p>⑦ 川や湖、側溝にごみを捨てないようにしましょう</p> <p>⑧ 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう</p> <p>⑨ 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう</p> <p>⑩ 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう</p> |
|--|---|

子育てを応援します

R03
子育て



みなさん、こんにちは。

汗ばむ日が続いていますが、秋の香りや心地良い風が吹き始め、季節の移り変わりを感じられるようになりました。

今回の子育てシリーズは『子どもの生活とあそび』についてご紹介します。

食事について

1歳を過ぎると食べ物の好き嫌いが見られるようになり、特に緑の野菜（ほうれん草・いんげん・小松菜、ピーマンなど）を嫌がる子どもが増えてきます。これは味覚の発達による成長過程の一つで、自然の現れでもあると言われています。「どうして食べてくれないのかな」と心配になることがありますが、子どもの食欲や食べる量には一人ひとり個性があります。「これはどんな味がするの?」「おいしいよ」と大人がおいしそうに食事することで「食べてみようかな」という気持ちに繋がっていくでしょう。

また、たくさん遊んだ後には心地よい空腹感があるといわれています。おなかですくことで、よりおいしく食べることができるでしょう。そして苦手なものが食べられた時には誉めてあげるとよいですね。

楽しい雰囲気のお食卓は、子どもにとって何よりのごちそうですね。



4・5 歳児の遊びについて

4・5歳になると、ルールのある遊びを大人や友達と一緒に楽しめるようになります。

例えば鬼ごっこは、追いかけて逃げるという単純な遊びに見えますが、子どもは繰り返し楽しく遊びます。ちょっとしたルールを加えるだけでいろいろな遊び方ができますね。

長い紐やハンカチをズボンのおしり部分に入れてしっぽを取り合って遊ぶ「しっぽとり」は子どもが大好きな遊びです。お互いのしっぽを取り合い、夢中になって逃げたり追いかけたりして子ども同士や親子でも楽しめる遊びです。

またボール遊びは、投げ合ったり蹴り合ったりするほか、3人以上そろったら「中あて」など、いろいろな遊び方ができます。相手との距離や高さを変えるだけでスリルを味わったり、挑戦したりする気持ちも高まっていくでしょう。

子どもに投げ方や蹴り方、ルールなどを教えることで親子のコミュニケーションも増えますね。



各保育所・保育園についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

9月『茨城県認知症を知る月間』です 地域で支える『認知症』

県では、誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。

高齢福祉課 ☎888-1111(743)

認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症します。

通常の老化による衰えとは異なります。

●認知症の症状

記憶障害や理解力・判断力の障害など、脳障害そのものが引き起こす「中核症状」と、中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響して起こる「行動・心理症状」があります。

行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって改善することもあります。

認知症の人との接し方

認知症になった人は、変化していく自分自身に不安な思いを抱いています。問題行動と言われる症状にも、本人の不安や動揺など、何らかのメッセージが隠れている事が多いと言われています。

●認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

- ①驚かせない ②急がせない ③自尊心を傷つけない

認知症は早期発見が大切です

認知症の症状は、本人や周囲の人たちの気づかないところで徐々に進行しながら現れてきます。

認知症が疑われるサイン※チェックが入った項目が多いほど、認知症の可能性が高いです。

- ☐ 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった
- ☐ 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
- ☐ 知っているはずの人や物の名前が出てこなくなった
- ☐ つじつまの合わない作り話をするようになった
- ☐ 以前にくらべ、ささいなことで怒りっぽくなった
- ☐ 身だしなみに気を使わなくなった
- ☐ 今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった
- ☐ 外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった
- ☐ 今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった
- ☐ 日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった
- ☐ 財布が見当たらないときなど、「盗まれた」と、人を疑うようになった



認知症は、早期に気づき、治療に繋げることが大切です。今までと違うことに気づくことがあれば、町地域包括支援センターやかかりつけ医に、まずは相談しましょう。

●認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

認知症のことを知り、不安を少しでも軽減できるよう、認知症の進行状況に応じたどのような医療や介護などの支援を受けられるかまとめています。高齢福祉課や町地域包括支援センターにて配布しています。

▼町ホームページ: 認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

<http://www.town.ami.lg.jp/0000006181.html>



認知症ケアパス



認知症についての相談・連絡先:

阿見町地域包括支援センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）
☎887-8124（平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く）

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

●認知症初期集中支援チーム（認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行います）

認知症の専門知識を持つ職員で構成され、認知症または、その疑いがある人および家族を訪問し、困りごとをうかがい、一緒に解決策を考える活動をしています。

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、上記までお問い合わせください。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

町内在住で65歳以上の徘徊が見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS発信機の貸与や二次元コードシートの配布を行い、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるように支援します。

※利用料金はかかりませんが、GPS発信機を紛失・破損した場合の費用や二次元コードシートの追加購入費用は個人負担となります

▼問合せ:高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111（内線142・743）

平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く

認知症をもっと知るために

●町立図書館で認知症について学ぼう！

9月14日（火）から30日（木）まで、認知症についての書籍を集めた特設コーナーを設置しています。お子さんも楽しめる絵本などもありますので、ぜひご覧ください。



認知症を知るページ

●県ホームページ:「認知症を知るページ」にも認知症に関する情報が掲載されています

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/index.html>

～「シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会」参加者募集～

シルバーリハビリ体操指導士は、体操教室の運営・体操指導を通じて地域の介護予防を推進するボランティアです。

▼期 日 9月27日（月）、10月1日（金）、5日（火）、8日（金）、12日（火）※全日程ご参加ください

▼時 間 午前9時30分～午後3時45分

▼場 所 阿見町役場（初回のみ）、中央公民館（第2～5回）

▼内 容 解剖運動学（筋肉、骨、神経）、介護予防・シルバーリハビリ体操の講義と実技

▼対 象 次の①～③をすべて満たす人

①おおむね50歳以上の阿見町に住所がある人

②常勤の職に就いていない人

③地域で体操普及のボランティア活動ができる人

▼募集人数 10人（申込み多数の場合は抽選）

▼受講料 無料

▼申込期間 9月8日（水）まで

▼申込方法 電話または直接下記へ申し込む

※新型コロナウイルス感染防止のため、当日は検温・マスク着用・手指消毒のご協力をお願いします

▼申込・問合せ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111（内線142・743）

平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く



特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組みましょう。

町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや医療機関、集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。（集団健診を受けた場合は、健診当日に面談や講座のご案内をさせていただきます。）いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動、禁煙などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（保健師や栄養士）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

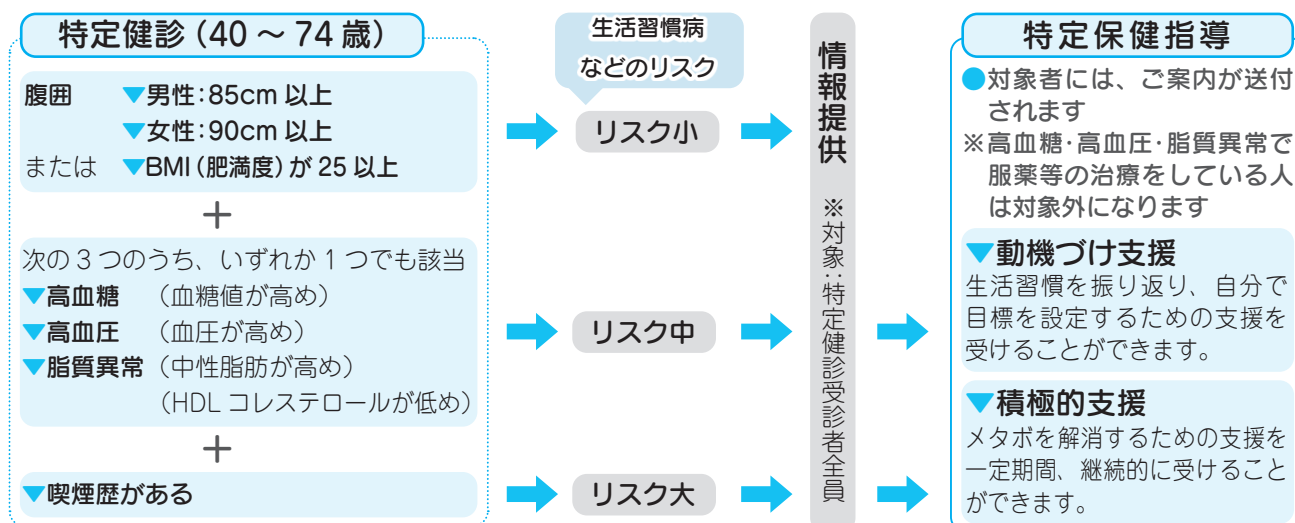
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = $\frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$ で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます。

■手続き方法

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

■医療機関等へのかかり方

なります(源泉徴収票は不可)。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合、健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金: 医療機関ごとに ▼外来 1日600円、月2日1200円まで ▼入院 1日3000円、月3000円まで ▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、使用できません。そのため、一部負担金(3割)

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人および配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(左記以外の人)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌末日まで ▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

年金を受ける時はお忘れなく

老齢基礎年金の裁定請求手続き

年金は、受けられる資格（10年以上の資格期間）があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金の老齢基礎年金の裁定手続きは、65歳の誕生日前に年金機構から送付される年金請求書（すでに厚生年金を受給している人は裁定請求書）を返送する事で請求手続きとなります。

厚生年金受給者は

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者は、65歳になる誕生月（1月生まれの場合は前月）に、日本年金機構から『裁定請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります。

繰上げ請求・繰下げ請求

老齢基礎年金は、60～64歳の間に期間を繰上げ請求することができます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給）。また、66歳～70歳の間に期間を繰下げて請求することもできます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）。

※裁定請求する際の添付書類は請求者ごとに異なりますので事前に問い合わせてください

手続き方法等について、詳細は下記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111 (136・137)

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、令和元年10月1日に施行されました。受け取りには請求書の提出が必要です。

●対象となる人（それぞれの年金受給者のうち下記の要件をすべて満たす人）

▼老齢基礎年金受給者の場合

- ① 65歳以上である
- ② 世帯全員の市町村民税が非課税
- ③ 年金収入額とその他所得額が約88万円以下

▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給者の場合

- ① 前年の所得額が約462万円以下（※扶養親族の数により金額は変動します）

■該当の人は申請手続きを

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場年金窓口で請求手続きをしてください。いままでに受給していなかった人でも世帯構成の変更（世帯分離、ご家族の転出等）によって新たに条件を満たした人も請求手続きができます。

『年金生活者支援給付金制度』について、詳細は下記にお問い合わせください

▼給付金ダイヤル ☎0570-05-4092

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

9月は健康増進普及月間 (循環器疾患予防月間)です

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

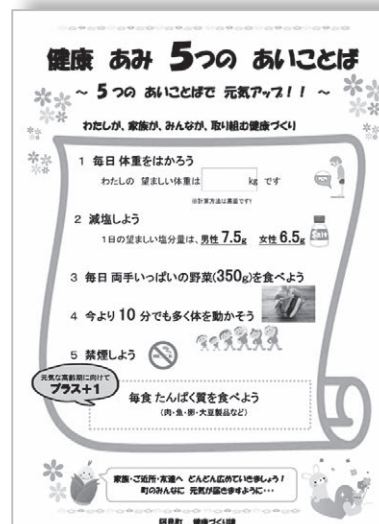
生活習慣を見つめ直してみませんか？

国では、糖尿病・がん・心疾患・脳卒中などの生活習慣病が増加していることから、9月を「健康増進普及月間(循環器疾患予防月間)」と定めています。

町では、死亡原因の第1位が悪性新生物(がん)、第2位が心疾患、第3位が老衰、第4位が脳卒中です。

生活習慣病が死亡原因の上位となっていることがわかります。

「健康あみ5つのあいことば」は、生活習慣病予防のために必要な5項目となっています。どなたでもすぐに意識できることなので、この機会に、ご自身とご家族の生活習慣を見つめ直してみてもいいのではないでしょうか。



加熱式たばこも有害です

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、**発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症**などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、子どものそばで吸ってしまう危険性があります。加熱式たばこの主流煙には発がん物質を含みます。紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう。

■受動喫煙による子どもへの影響

- ▼中耳炎 ▼気管支ぜんそく ▼呼吸機能の低下
- ▼小児がん ▼身体発育の低下



9月24日～30日は『結核予防週間』です

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間約15,000人もの人が新たな結核患者となり、約2,000人の方が亡くなっている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

- ▼タンがからむ咳が2週間以上続いている
- ▼微熱・体のだるさが2週間以上続いている

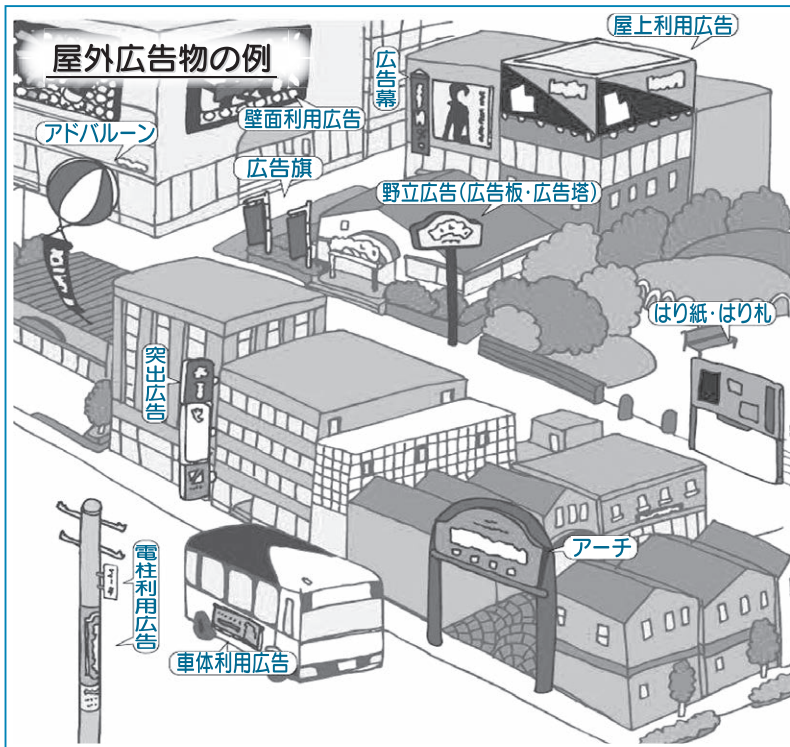
高齢者の場合は上記の症状が出ないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。

また、バランスの良い食事・適度な運動・十分な睡眠を心がけ、予防に努めましょう。

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (232)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するとき、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造したりする場合にも許可が必要です。

● 許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等
- ▼ 許可手数料

※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

● そのほかの手続

屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。

- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：工作物の確認(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路

- 占用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)
- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法) — など

● 許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札・電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内 — など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

● 許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期限の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真（3か月以内に撮影したもの）
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、
①良好な景観の形成 ②風致の維持 ③公衆に対する危害の防止——これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません

- ▼電柱・街灯柱（はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止）
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー

- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト・よう壁・道路の路面——など

●禁止地域

美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域 ①首都圏中央連

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道：500m以内
- ②東日本旅客鉄道：100m以内、国道125号：50m以内、県道：5m以内（ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可）
- ③信号機または道路標識から半径10m以内の区域——など

については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

▼自家広告物：自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、

広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のものは許可が不要

▼近隣店舗等案内広告：店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能——など

■屋外広告物の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物（違反広告物）を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの（はり紙・はり札・立看板・広告旗）は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

▼登録を受けずに屋外広告物を営んだときなど：懲役刑（最高2年）または罰金刑（最高100万円）

▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど：罰金刑（最高100万円）

令和3年10月1日から、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要となります。

▼パンフレット

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/documents/kanbantenken.pdf>

町運動普及推進協議会だより

厳しい暑さが続いています、お元気ですか？
運動をするときは、こまめな水分補給をしましょう！



町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民のみなさんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。昨年から続いている新型コロナウイルス感染症拡大により多くの地区活動が中止となっていました、活動を再開した地域もあり、少しずつみなさんと一緒に運動できる機会が増えてきました。

地域での運動教室

■運動教室

あさひ・本郷ふれあい地区館の活動の一つとして、二区南公会堂で毎週月曜日の夜7時から9時30分の時間に、ダンベル体操やリズム体操などの運動教室を行い、みなさんで気持ちの良い汗を流しています。少しずつメンバーが入れ替わりながら22年続いており、運動の普及に取り組んでいます。

■コロナ禍でのつるかめ教室

月1回、各地区の公会堂等に2～3人の運動普及推進員が出向いて、みなさんと体操やレクリエーション等を行っています。また、年に1～2回は町の保健師が教室に来て、健康講話や健康相談を行ってくれています。参加者は70～80歳代を中心に、90歳すぎの人もしらっしゃいます。現在は8地区でつるかめ教室を実施しています。

教室ではタオル体操や曲に合わせながらのリズム体操、レクリエーション（筋トレやゲーム）など、みなさんと一緒に元気よく体を動かしています。「体がすごく軽くなった」「元気が湧いてきた」「肩こりや腰痛が軽減した」などのお言葉をいただき、私たち運動普及推進員も大変うれしくなります。マスク越しでもお互いに笑顔を見ることができると、元気をもらえたり明るい雰囲気になります。教室の最後には「今日は楽しかった」「休まず参加したいね」「またよろしくね」とお互いに声を掛け合っています。月に1度の教室ですが、今後も感染防止に注意しながら元気に体を動かして楽しく過ごせたらと思います。

あみ・はつらつウォーキング開催に向けて…

今年度は地域のみなさんから参加者を募り、ミニウォーキングを10月に開催します。開催に向けて、6月の研修会で健康運動指導士の先生から準備体操の方法や実際に歩く上での注意点などを教わりました。また、実際に歩いてどのようなことに気を付けなければならないかをお互いに確認したり、ウォーキングマップを参考にコースを編成したりして、準備を進めているところです。申し込み方法は広報あみ8月号お知らせ版（8月6日発行）に掲載していますので、ぜひご参加ください。普段は見慣れた景色でも、歩いてみるとまた違った発見があったり、歩いたあとは気持ちがすっきりしてストレス解消になったり、楽しみながら運動不足が解消できます。コロナ禍でなかなか人と関わることが難しいですが、外のさわやかな空気を吸いながらみんなで歩くことで、少しでも気分が明るくなればと思います。



消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

3 年度・第2 回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



9 月は高齢者向け悪質商法、ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン月間です

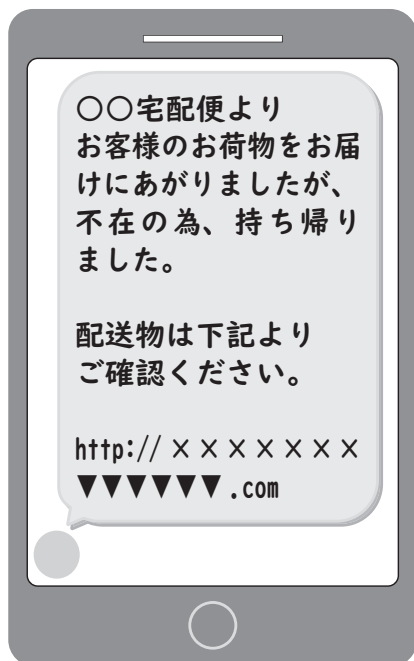
9 月は、県内全域で悪質商法や振り込め詐欺から高齢者を守る啓発活動を実施しています。ご家族の人・ヘルパーさん・民生委員さん等、高齢者と関わる皆さまの「見守り」と「気づき」が高齢者の消費者トラブルを防ぎます。「変だな」「いつもと違うな」と感じた時は消費生活センターまでご連絡ください。

●「見守り」「気づき」もポイント

- ▼お金に困っている様子はないか
- ▼見知らぬ業者が頻繁に出入りしていないか
- ▼健康食品が何種類も届いていないか
- ▼不審な契約書や請求書などの書面はないか
- ▼通販のカatalog、ダイレクトメールが大量にないか



あなたのスマホに届く、配達業者を装った SMS (ショートメッセージサービス)



●アドバイス

- ▼ URL をタップすると、宅配業者の公式ホームページとそっくりの偽サイトが開き、不正なアプリが自動的にスマホにインストールされてしまう場合があります
- ▼ インストールされてしまうと自分のスマホの情報が抜きとられてしまいます。
被害にあわないためには SMS やメール内の URL をタップしないようにしましょう
- ▼ インストールした場合の対処法
独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のホームページ (<https://www.ipa.go.jp/>) を参考にしてください

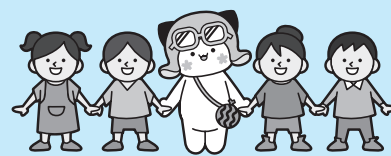
問い合わせ：

- ▼ 町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎ 188 へ)
- ホームページ (http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html)



『き』っと『み』んなの『は』っぴー『ら』んど！

君原小学校は 町内どこからでも通学できる 『小規模特認校』です！



学校教育課 ☎888-1111 (322)

君原小学校は全校児童 60 人ほどの小さな学校です。令和 2 年 4 月から、町で唯一、町内のどこからでも通学できる「小規模特認校」になりました。地域の特色を活かした教育と、きめ細かな指導を行います。

①地域の特色を活かした体験活動

- 周りの豊かな自然を生かした沢山の体験活動を行います。さまざまな作物づくりや収穫体験、ポニーの乗馬体験など地域の人々にご協力いただきながら自然や動物に触れあう活動を行います
- 県立医療大学の協力による科学体験授業「アイラボキッズ理科教室」を行います。
※令和 2 年度は「放射線観察実験」「落体の法則実験」「オリガミクス数理研究」を行いました
- 上級生を中心に伝統芸能の後継者として、君島地区に伝わる町指定民俗文化財「ひょっとこ」踊り体験や、和楽器の演奏体験を行います



②一人一人にきめ細かな教育

- 少人数教育の良さを活かした、きめ細かな指導を行います。教師が一人一人の理解状況を把握できることから、個に応じた指導を行います
- 75 型大型デジタル黒板やタブレット端末を用いた ICT 教育を充実させ、学びの個別最適化、個性化を図ります。柔軟な授業編成が可能なことから、オンライン授業にも積極的に取り入れます
- 君原小専属の ALT (Assistant Language Teacher) を配置して、低学年から外国語活動を行います。外国語以外の教科の授業にも ALT が加わり、日常的に外国語に触れることで語学力とコミュニケーション能力を高めます



町小規模特認校制度・手続きに関する問い合わせ

町教育委員会 学校教育課小規模特認校担当 (役場 3 階) ☎ 029-888-1111 (内線 322)

阿見町の文化財・文学紹介

9月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：下村千秋の文学に触れて「旱天實景」

「旱天實景」は「村」の多勢の力関係の前に一人の娘「おしん」がボロボロに踏み躪られ、そして命を奪われて行く。作者は悪心の父親をガラガラと怒らせることによってその時代の社会に抗議している。

『今だからいふけれど、人の餓鬼を二人もなすし、嫁に行っちゃおん出されるし、おら、ほんとにしんがことちゃ苦労しただと。そんだがおらしんばかりが悪いでねえよ。みんな悪いだ。みんながよつてたかつて、おらしんをたうとうあんなめに會はしまっただ。みんなが悪いど！』

茂右衛門に買わせた酒に酔った父親が割れた声の中にも妙に鋭い響きのわめき聲で、何時までも怒鳴り続けるのである。

▼「下村千秋の世界」平成24年刊行所収筆者：青山欣也

お知らせ：『文芸あみ』作品募集しています！

「阿見町が生んだ作家 下村千秋の世界（平成24年）」に続き、「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨（平成31年）」が刊行されています（ともに、定価1000円）。

これを記念して、町民の皆さまをはじめ多くの人から広く作品を募集しています。優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動を更に振興したいと思えます。

俳句・短歌・川柳・随筆（400字以内）などをご投稿ください。各月末の締切です。

▼応募方法 はがき・封書郵送・公民館窓口持参・ファクシミリ可。様式自由。住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の感動や状況、および発表可能なお名前（ペンネーム）をお知らせください。※個人情報保護は厳守します

▼応募先 〒300-0033 阿見町若栗1886-1
生涯学習課（中央公民館内）文芸あみ係

☎888-2526 ☎888-10032

図説紹介：『ピカケ』

ピカケでは、ハワイアン・フラダンスを通じて、ボランティア活動や地区のお祭りやイベント等に参加しています。今はコロナ禍で満足な練習ができていない状況ですが、状況が落ち着けばまた、毎月3回の練習を再開していく予定です。

興味のある人はぜひご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております



文化財紹介：霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎階段親柱

茨城大学農学部キャンパス内、霞光荘の階段に使われている一對の瀟洒な柱があります。「霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎階段親柱」の名で伝わる文化財です。

昭和4年11月19日、茨城県下で行われた陸軍大演習に際し、昭和天皇の行在所となった、霞ヶ浦海軍航空隊第一士官宿舎正面階段に使用されていました。高さ1・13メートルの柱には西洋風の彫刻が施され、気品を感じさせます。

航空隊の開隊以来、国内外から多数の皇族要人・士官らが来訪し、建物はその接遇や宿泊に用いられたといえます。さまざまな歴史の場面を見続けてきたこの柱は、今なお静かな佇まいをもってそこにあります。

▼生涯学習課文化財係（中央公民館内）

☎888-2526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

『予科練習生の年中行事』

予科練の生活には、季節ごとや訓練の進度ごとにさまざまな行事が組まれていました。すべては訓練の一環として行われていましたが、隊内生活が基本の予科練習生にとっては、楽しみでもあり、また気持ちの引き締まるものでもあったそうです。

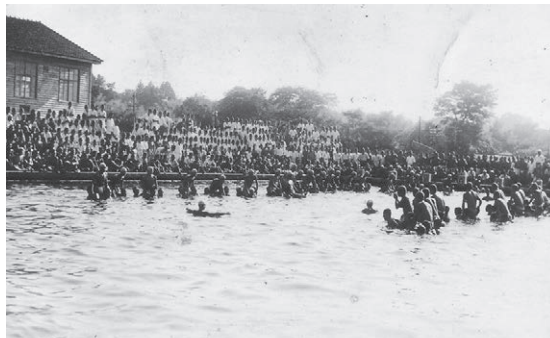
今回は、そんな予科練の年中行事の中からいくつかご紹介したいと思います。

7月～8月ごろ：水泳競技会

夏季の体育の総まとめとして、水泳大会が行われていました。

班別、期別対抗リレーや水中騎馬戦、とび込みなどが行われたそうです。

甲第14期予科練習生アルバムより▶
土浦海軍航空隊の水泳大会の様子
(当館蔵)

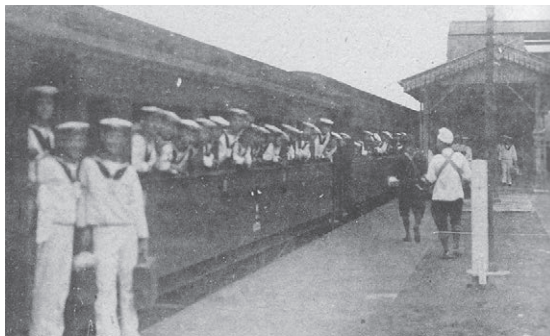


8月ごろ：夏休暇

予科練習生にとって最大の楽しみは故郷に帰れる休暇でした。

8月と正月の年2回、それぞれ10日ほど許可されたそうです。

◀乙第12期予科練習生アルバムより
夏季休暇のため土浦駅より電車に乗る予科練習生(当館蔵)



10月ごろ：野外演習

野外演習は陸上戦闘の実習を行うことで、土浦海軍航空隊では、海軍の演習場があった辻堂(神奈川県藤沢市)で訓練を行っていました。

現地の民家に宿泊しながらの実習は、予科練習生の楽しみでもあったそうです。

甲第5期予科練習生アルバムより▶
辻堂演習の様子(当館蔵)



予科練習生の年中行事にはほかにも様々なものがありました。今回ご紹介したもの以外にも年間を通しての行事について予科練平和記念館の展示室2でご紹介していますので、ぜひご覧ください

阿見アスリートクラブ

第105回日本陸上競技選手権大会入賞

7月29日、阿見アスリートクラブの皆さんが『第105回日本陸上競技選手権大会(6月24日～27日開催)』において以下の成績を納められ、その報告のため来庁されました。おめでとうございます。

- ▼田母神一喜選手(写真右):男子800m 優勝
- ▼飯島陸斗選手(写真左):男子1500m 第6位
- ▼楠康成選手(写真左から2人目):男子3000m 障害第6位

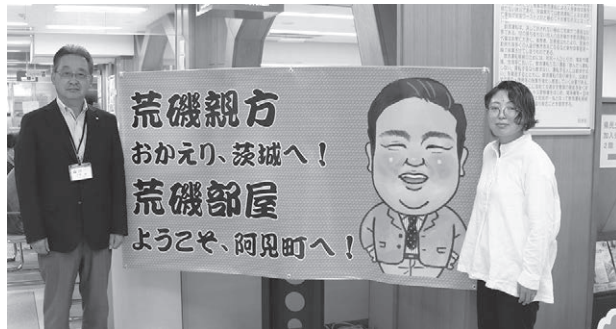


『荒磯部屋歓迎横断幕』寄贈

8月2日、町内在住の戸田さつきさんから、町に荒磯部屋を歓迎する横断幕を寄贈していただきました。

横断幕は青地に白の波模様でデザインされており、荒磯をイメージして作成したとのこと。荒磯親方の似顔絵は戸田さんの友人のイラストレーターに描いてもらったそうです。

ご寄贈いただき、ありがとうございます。

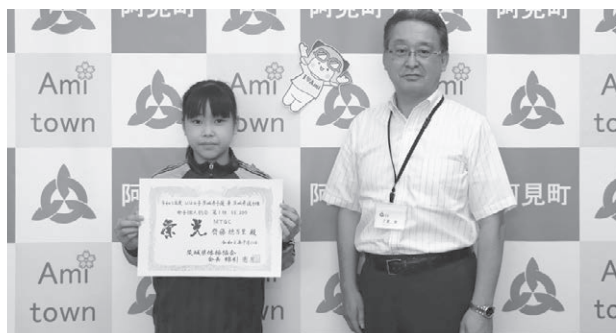


体操競技『令和3年度U12女子茨城県予選兼茨城県選手権』優勝

8月10日、町内在住の齊藤穂万里さんが『令和3年度U12女子茨城県予選兼茨城県選手権』において女子個人総合第1位を獲得され、その報告のため来庁されました。

齊藤さんは今回の大会に優勝されたことで、11月に佐賀県で開催される「第16回全国ブロック選抜U-12体操競技選手権大会」に出場されます。

おめでとうございます。



稲敷広域消防本部から
救急車の適正利用を
お知らせいたします

http://inashiki-kouiki.jp/

0297-643846

稲敷広域消防本部 救急課

ご理解とご協力をお願いいたします。

よう「救急車の適正利用」に

ご理解とご協力をお願いいたします。

救急車を本場に必要として

いる住民の皆さんに対して、

迅速・的確に出動できるように

「救急車の適正利用」にご理解とご協力をお願いいたします。

救急車は大切な命を守る

ため、24時間いつでも出動

できるよう準備しています

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

が、同時に出場できる台数

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺・段差、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(5)第5548号
有限会社 美都住建

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

募集「第16回町読書感想文・感想画コンクール」作品募集

読書によって得た感動を作文や絵画で表現してみませんか。すべての本が対象の自由読書です。ご応募お待ちしております。

なお、提出作品は展示等にて一般公開されます。

▼対象 町内の公立小中学校へ通う児童生徒

▼コンクール実施部門

●読書感想文

▼小学校1・2年生：原稿用紙1枚半～2枚

▼小学校3・4年生：原稿用紙2枚半～3枚

▼小学校5・6年生：原稿用紙2枚半～3枚

▼中学校1～3年生：原稿用紙3枚半～4枚

※全部門400字詰め原稿用紙を使用すること

●読書感想画

▼全部門：四つ切画用紙1枚、タテヨコ自由

▼申込期間 9月16日(木)まで

▼申込方法 各学校を通じてお申し込みください

▼町生涯学習課ふるさと文芸検討

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

委員会事務局(中央公民館内)
☎888-2526

▼期日 9月14日(火)

▼時間 午前9時30分から約1時間(5分前までに集合)

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)「さわやかセンター別館」

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)、特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

※参加希望者は左記へ予約すること

▼(公社)町シルバー人材センター

☎888-2036

募集「転倒・認知症予防教室」参加者募集

▼期日 10月4日～12月20日(毎週月曜日開催、全12回)

▼時間 午前10時～11時45分 ※初回・最終回のみ午前9時45分～11時45分

▼場所 県立医療大学

▼内容 介護予防・認知症予防に関する講話、自宅でできる介護予防プログラム、県立医療大学の学生と楽しむ介護予防プログラム

▼講師 堀田和司氏(県立医療大学作業療法学科教授)ほか

▼内容 左記①②を満たす人

①町内在住で65歳以上(過去に受講したことのない人が優先)

②要介護認定を受けていない

▼定員 15人

▼参加料 無料

▼申込期間 9月13日(月)午前8時30分～17日(金)午後5時15分

▼申込方法 左記に電話または直接申し込む

▼注意事項 初回と最終回は体力と認知機能の測定を実施します。測定結果は、県立医療大学・町地域包括支援センター間で共有させていただきますのでご了承ください

▼その他 新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は検温、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いします。また、感染拡大状況にに応じて、急遽教室の中止を決定する場合がありますのでご了承ください

イベント 「行政書士無料相談会」開催

9月より、毎月第3日曜日に、行政書士による無料相談会を開催

設けます。お一人で悩まず、どうぞお気軽にご相談ください。

▼期日 9月19日(日)

▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 中央公民館多目的室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談

▼申込方法 平日の午前9時～午後1時に左記に電話で申し込む

▼町行政書士会県南支部担当

池田 ☎090-1721616

6219



▲私たちが相談員です！

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地夜間飛行訓練

ヘリコプター3～4機による標記訓練を行います。

▼期日 10月19日(火)20日(水)、日没から約3時間以内

▼陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校

総務課 ☎842-11211

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続・抵当権抹消・贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
アミ司法書士事務所(神林ビル2階) 神林ビル202号室 アミ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
JA 上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
面談は、事前のご予約が必要です。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

今月のオススメ工事

ウッドデッキプラン 396,000円～ (税込)

お見積り無料です！！ ネロ・デザイン
TEL. 029-888-6119
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

お知らせ
骨髄移植ドナー支援事業を
ご利用ください

町では、骨髄移植およびドナー登録の推進に寄与し、血液難病患者の治療機会の拡充を図るために、骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに対して、補助金を交付しています。

▼**内容** 骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して、提供のための通院や入院1日に付き2万円を交付 ※1回の提供につき14万円を上限

▼**対象** 骨髄提供者で、左記に掲げるすべての事項に該当する人。ただし、ドナー休暇制度（骨髄等の提供に係る休暇を有給休暇とする制度）を設ける企業・団体等に属する人を除きます

▼公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した企業・団体等に属し、かつ、団体等から給与その他の給付を受けている

▼町の住民基本台帳に登録されている

▼町税に滞納がない

▼**助成制度に関すること** 町健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）

☎888-2940

▼**骨髄ドナー登録に関すること**（公財）日本骨髄バンク ☎03-

15280-1789

募集
花壇づくり支援団体募集

花壇づくりによる花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている団体・学校に対して、費用の支援（1団体・学校あたり5万円以内）を行います。支援団体は、規定の応募書類により審査選考のうえ選定します。詳細は左記をご覧ください。

▼**申込期間** 9月30日（木）まで ※郵送の場合当日消印有効、メールの場合必着

▼**申込方法** 応募用紙をホームページ（<https://challenge-ibaraki.jp/life/promotion-activities.html#hanaippai>）から入手し、左記にメールアドレスは郵送で申し込む

▼**問い合わせ先** 三の丸1-5-38茨城県三の丸庁舎2階チャレンジいばらき県民運動事務局 ☎029-224-8120

募集
放送大学入学生募集

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代の皆さんが学んでいます。

ただいま令和3年10月入学生

を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

▼募集学生の種類

●**教養学部** ●**科目履修生** 6か月在学中希望する科目を履修
▼**選科履修生** 1年間在学中希望する科目を履修
▼**科目履修生** 4年間以上在学中卒業を目指す

●**大学院** ●**修士科目生** 6か月在学中希望する科目を履修
▼**修士選科生** 1年間在学中希望する科目を履修

▼**申込期間** 9月14日（火）まで（インターネット出願も受付）
▼**問い合わせ先** 文京町2-1-1放送大学茨城学習センター ☎029-228-0683

HP <https://www.ou.ac.jp/>

代外
『全国一斉子どものための
の養育費相談会』開催

茨城青年司法書士協議会は養育費に関する電話相談会を開催します（共催：茨城司法書士会）。養育費が払われない、コロナ禍で支払いが厳しいなど、養育費でお悩みのことがございましたらご相談ください。秘密は厳守します。

▼**期日** 9月25日（土）

▼**時間** 午前10時～午後4時

▼**電話番号** 0120-05671

301（フリーダイヤル）

▼その他 相談無料・予約不要
▼茨城青年司法書士協議会田中 ☎029-291-1785

代外
『個別労働関係紛争のあっせんに係る無料労働相談会』開催

労働関係のトラブルに対して県労働委員会の委員が相談に応じます。相談日前日までにご予約ください。秘密は厳守します。 ※電話相談も行います

▼**期日** ①10月6日（水）②22日（金）③28日（木）

▼**時間** ①②午後2時～5時 ③午後5時～7時

▼**場所** 県庁労働委員会事務局（水戸市笠原町）

▼**料金** 無料

▼**問い合わせ先** 県労働委員会事務局 ☎029-301-1556

お知らせ
おわびと訂正

広報あみ8月号お知らせ版（8月6日発行）に掲載した、まちのできごと『「明治作家と感染症」自費出版 町内在住の渡辺さん表敬訪問』の書籍名に左記の誤りがありました。お詫びして訂正します。

▼誤：「明治作家と感染症―疾病と日本人闘いの歴史―」

▼正：「明治作家と感染症―疫病と日本人闘いの歴史―」

▼**問い合わせ先** 町秘書広聴課 ☎888-1111（298）

〈広告欄〉

相続による名義変更の相談は
菊池司法書士事務所

Tel 090-2621-0049へ

相談は事前の予約が必要です（自宅出張可）
9:00～17:00
稲敷郡阿見町うずら野三丁目17番地16
司法書士 菊池信雄

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡単に	火葬だけ行う	通夜をしない
直葬 9.9 （税込） 万円	火葬式 16.5 （税込） 万円	1日葬 29.7 （税込） 万円

小さな家族葬 専門葬儀社 ＊シンプルセレモニー
365日24時間すぐ対応 ☎029-846-3130

相談センター：茨城県稲敷郡美浦村受領875-1



●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談
は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約

場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)

時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

吉原交流センター

☎ 889-0277

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル

☎ 887-6600

●人口と世帯●

●総人口 48,171人 (+ 10) ▽8月1日現在

●男 性 23,952人 (- 2) ▽常住人口ベース

●女 性 24,219人 (+ 12) ▽()内は前月比

●世帯数 20,659世帯 (+ 14) ▽総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)

後期高齢者医療保険料(3期)

介護保険料(3期)

納期限 9月30日(木)

10月の納税等

町・県民税(3期)

国民健康保険税(4期)

後期高齢者医療保険料(4期)

介護保険料(4期)

納期限 11月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ 急 病 138件(753)

出場件数 192件(1118) 交通事故 17件(83)

一般負傷 22件(158)

※救急車の適正な利用を
お願いします

そ の 他 15件(124)

合 計 192件(1118)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店